

平成 29 年 5 月

## 検体検査実施料算定留意事項改正のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび平成 29 年 4 月 28 日付厚生労働省保険局医療課長通知「保医発 0428 第 4 号」にて、検体検査実施料の算定留意事項が改正され、平成 29 年 5 月 1 日より下記項目の保険適用の対象となる検査方法が追加されることとなりました。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

( 記 )

### ■ 検査方法が追加された項目

| 点数<br>区分           | 検査項目名         | 検査方法                    | 実施料 | 判断区分<br>判断料  | 備考 |
|--------------------|---------------|-------------------------|-----|--------------|----|
| <b>D007 血液化学検査</b> |               |                         |     |              |    |
| 57                 | 25-ヒドロキシビタミンD | 化学発光酵素免疫測定法<br>(CLEIA法) | 400 | 生化学 I<br>144 | ※  |

※下線部が追加変更されました。

- ア 25-ヒドロキシビタミン D は、区分番号「D007」血液化学検査の「57」1,25-ジヒドロキシビタミン D<sub>3</sub> の所定点数に準じて算定する。
- イ 本検査は、CLIA 法又はCLEIA 法により、ビタミン D 欠乏性くる病若しくはビタミン D 欠乏性骨軟化症の診断時又はそれらの疾患に対する治療中に測定した場合にのみ算定できる。ただし、診断時においては1回を限度とし、その後は3月に1回を限度として算定する。

以上

No. 17-15